

川子総発第13号  
令和3年5月24日

保育所  
地域型保育事業所  
幼保連携型認定こども園  
民間放課後児童健全育成事業所 代表者 様

川口市子ども部子ども総務課長

水防法に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について（依頼）

日頃より、本市の児童福祉事業にご理解、ご協力を賜り御礼を申し上げます。

さて、標記の件について、別添1のとおり、埼玉県福祉部長及び県土整備部長より依頼がありました。

つきましては、埼玉県福祉部長及び県土整備部長より送付された別添2の通知文の内容をご確認の上、該当施設のうち避難確保計画を未作成の施設におかれましては、速やかに計画を作成して下さい。また、水災害に備えた避難訓練を実施するようお願いいたします。

なお、本市における要配慮者利用施設の一覧は、別添3のとおりとなります。要配慮者利用施設のうち、「荒川」、「芝川・新芝川」、「綾瀬川」、「鴨川・鴻沼川」の浸水想定が全て「区域外」となっている施設を除き、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が水防法により義務付けられています。

本市では、保育所等が作成する「非常災害対策計画」と、水防法に基づく「避難確保計画」を兼ねた計画の参考書式を用意しております。詳細につきましては、下記問い合わせ先までお問い合わせください。

問い合わせ先

川口市子ども部子ども総務課政策係

電話：048-252-0270

メール：083.04000@city.kawaguchi.saitama.jp